

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山井和則君。

○山井委員 本来、派遣法の審議の時間ではありますが、一昨日の木村副大臣の接骨院の保険適正化への働きかけ問題、そしてその謝礼としての献金問題についての答弁は全く納得できるものではありませんでした。これを放置して派遣法の審議をすることはできませんので、改めて質問をさせていただきます。

木村副大臣、まず、前回の答弁の確認をさせていただきたいと思います。

木村副大臣は、次のように答弁をされました。働きかけの新聞報道の事実関係についての私の質問に対しては、全く身に覚えがありません、私が当時厚生省に何らかの働きかけを行いまして行政の方針を変更させたという事実はございませんというふうにお答えになりました。

また、小沢議員の質問に対して、この件で役人が原案を持ってあなたのところに説明に来ましたかという質問に対しては、原案を見たこともないと答弁をされました。この答弁に間違いはありませんか。

○木村副大臣 山井議員の御質問にお答えをいたします。

前回の発言のとおりでございます。

○山井委員 それでは、本日配付をしました資料をごらんください。大臣、副大臣のお手元にも行っていると思います。

これは、当時の厚生省の内部文書であります。全部で十六枚ございます。順番に説明いたします。

先日、ないないとおっしゃっていたその内部文書そのものであります。一枚目は、この件の処理方針を決めた際の覚えのメモです。「負傷原因に関する覚えのメモ」というふうに書いてございます。そして、二枚目、三枚目は実際に出された通知、二枚目、三枚目。そして、四枚目、五枚目はその前の、原案です。木村副大臣が見たこともないと答弁されたものです。この原案の方が五枚目の「5」の項目、つまり負傷原因を具体的に記載する項目が多くなっているわけです。ここが削除されたわけです。六枚目、七枚目は、最終的な通知を決める前にそれまでの経緯をまとめた説明資料です。これは医療課で作成したものです。八枚目から十四枚目は、その経緯についての説明資料で、特に九枚目は会計検査院が是正改善の指示をしたものであります。

そして、最後の二枚を見てください。十五ページ目、十六ページ目。この二枚が、厚生省の当時の医療課医療保険企画調査室長が木村議員に説明を行った記録です。かいつまんで読ませていただきます。「柔道整復療養費支給申請書の改正についての関係議員への説明」というタイトルです。相手方、木村義雄議員、当方、当時の室長、日時、十月二十四日金曜日十一時四十分から十二時五分。場所、会館。

まず、当時の室長が、「柔道整復療養費支給申請書の改正については、会計検査院の指摘及び医保審の報告に基づき、これまで社団の執行部と協議を続けてきた。当初は全部位について記載をお願いしたが、社団の立場、意見も踏まえ、三部位以上ということで厚生省が譲歩した。社団の執行部もこの案だったらと判断し、先日の理事会に諮り、会長一任になったと聞いている。理事会では特に反対は無かったようだが、その後数県で、不満が出ているようで、執行部として現在説得に努めていると聞いている。」これに対して木村議員は、「この案を押し通すと、社団は分裂するぞ。今の会長の立場もあぶない。不穏な動きがあるをつかんでいる。」これに対して室長は、「負傷原因に関する通知については、今の案で社団に無理強いするつもりはなく、よく相談をしながら、進めて行くので、講習の実施等の対応と合わせて、進めさせてもらいたい。」これに対して木村議員は、「駄目だ。役人の言うことは信用できない。それよりもまず具体的な講習の方法を考えてくれ。それが先決だ。」そして最後に木村議員、「とにかくよろしく頼む。会長はいい男だ。今体を壊している。党として、社団を分裂させる訳にはいかない。」こういうふうに残っているわけでありまして。

働きかけをしたことはない、全く身に覚えがない、原案を見たこともないと副大臣は答弁されましたが、今読み上げたように、記録が残っているではありませんか。原案に対して注文をつけているじゃないですか。それでも身に覚えがないと答弁されるんですか。

○木村副大臣 山井委員の御質問にお答えをいたします。

お示しの資料がどういうものか、私にはよくわかりませんが、私といたしましては、何回も申し上げておりま

すとおり、この件について働きかけを行って行政の方針を変更させた事実はございません。

○山井委員 この資料を見ても、働きかけの事実自体を否定されるわけですか。平成九年十月二十四日、この会談を持ったことはないと言えますか。

○木村副大臣 山井委員の御質問にお答えをいたします。

何回も申し上げておりますように、全く身に覚えのないことでございます。

○山井委員 身に覚えがないと言ったって、ここに資料があるじゃないですか。これは一体だれがつくったんですか。当時の厚生省の担当者以外につくれないじゃないですか。これ、十五枚目の冒頭に、相手方木村義雄議員、当方といって当時の室長の名前が入っているじゃないですか。担当者がつくった資料ですよ、これは。それまで何で否定するんですか。改めてもう一度答弁をお願いします。

○木村副大臣 先ほどから申し上げているとおりでございます。

○山井委員 そもそもこの厚生労働委員会では、前国会では当時の副大臣が口きき疑惑で辞任をして、また、今国会でも委員長が逮捕されました。そして、それに続いて、今回もこの問題で、ここまで明々白々な資料があるのに、平気でしらを切り通すんですか。今、もうこの資料を読んでいる人全員が、どっちがうそをついているかわかっているんですよ。国民の目にも明らかなんですよ。

あなたは厚生労働行政のナンバーツーですよ。その人が、国権の最高機関であるこの国会で明らかにうその答弁をする、それで通ると思っているんですか。いいかげんにしてくださいよ。この厚生労働委員会は、国民の命と健康を預かる、そして雇用の問題を議論する、そういう、国民にとって一番重要な委員会じゃないですか。そこで、こういう証拠があるにもかかわらず、なおかつしらを切り通すんですか。

委員長、こんな状態では審議できませんよ。審議やめさせてもらいます。はっきりさせてください。

○坂口国務大臣 ただいま分厚い資料をちょうだいいたしました。この全部を、私は、役所にあるものかどうかは、つぶさにはわかりませんが、最後の二枚につきましては、昨日、私も入手をいたしました。これは厚生労働省の中から得たものではございません。外部の皆さんからちょうだいをしたものでございます。

したがって、この最後の二枚の文書につきましては、厚生労働省の役人の皆さんにも見せました。そして、当時の、書いてあります原室長——室長であったかどうかわかりません。審議官だったんでしょうかね。室長ですか。当時の原さんにもお会いをいたしまして、そして、こういうペーパーが出回っているけれども覚えがあるかということをお聞きいたしました。そうしましたところ、原室長は、私はこういうペーパーを書いた記憶はありません、また持っていたこともありません、記憶もありません、そして、ましてや人にこういうペーパーを渡した覚えは全くありません、そういう話でございました。あなたの周辺であなたのことを書いた人がいたのかということをお聞きしたところ、そういう事実も私はないというふうに思っておりますと、そういう話でございました。

本人に何度も私は丁寧に問い直しましたがけれども、しかし本人は、こういうものを書いた覚えは全くない、こういうふうに言っているわけでもございまして、それでは一体だれがこれを書いて、だれが外に出したのかという問題になるわけでありまして。

本人が知らないというふうに言っている以上、それ以上、この問題を決着をつけることはできません。したがって、厚生労働省の正式の文書の中には、全くこういう文書はありません。きのう、もう一度調査をさせ直しました。しかし、こういう文書は残っておりません。そういう事態であって、この文書が、例えば手書きのものでありますれば、それはどなたがお書きになったものかということの大体の想像はつきます。しかし、パソコンで打たれたものでございましょう。こういう印刷されたものでございますから、どなたがお書きになったものかということとはわからないというのが現状でございます。したがって、本人に再三そのことを私は問い直したところでございますけれども、全くそういうものを書いた記憶はない、持っていた記憶もない、こういうことでございますから、私はこの原さんの言うことを信頼したいというふうに思っております。

○山井委員 木村副大臣、木村副大臣がうそをついたことによって、多くの人がうそにうそを重ねなければだめな状態になったわけですよ。ここは国会ですよ。小学校の学級会じゃないんですよ。こんな明々白々なことをうそをついて、それでも副大臣の言っていることはうそをついていると皆わかっているわけじゃないですか。それで副大臣の責務が務まると思うんですか。こういう状態では、副大臣、資格はありませんよ。副大臣として務ま

るはずがないでしょう。明らかにこういうそをついていて。

委員長、こういう問題ですら平気でうそをつき続ける、こういう状態では審議できません。速記、とめてください。冗談じゃない。速記、とめてくださいよ。異常ですよ、こんなのは。

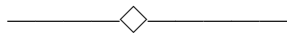
○中山委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○中山委員長 速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。

午前九時二十二分休憩



午後二時六分開議